

平成27年1月27日(火)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。ただ今より総会を始めたいと思います。さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、5番 糸永秀二 委員、7番 古田明敏 委員、32番 平塚武久 委員が欠席ですので、委員37名中34名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしくお願いします。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番 中嶋勝義 委員、10番 丸小野敏彦 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号第3条申請についてご説明させていただきます。案件は6件でございます。</p> <p>まず申請番号1号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は田 面積482㎡です。</p> <p>渡人は、国東町 [REDACTED] 歳。受人は、武蔵町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。土地は第2種農地です。</p> <p>また、受人の経営面積は7,144㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>次に申請番号2号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] 地目は田 面積863㎡です。</p> <p>渡人は、北九州市 [REDACTED] 歳。 受人は、国見町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と、受人の経営大のための売買による所有権移転です。土地は</p>

農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は13,491.90㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号3号でございますが、土地は国見町

地目は田 面積1333㎡です。

渡人は、北九州市

歳。 受人は、国見町 歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は5,061.15㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に、申請番号4号でございますが、土地は武蔵町

地目は畑 面積287㎡です。

渡人は、武蔵町

歳。 受人は、北九州市 歳です。

申請事由は、渡人の病気療養中のため管理困難による農地の処分と、受人の県道拡幅による代替地としての贈与による所有権移転です。土地は第2種農用です。

また、受人の住民票は県外ですが、滞在地において居住し農業経営を行っている旨の区長の証明書があり、経営面積は12,961㎡ですので、下限面積要件も問題ありません。

次に申請番号5号でございますが、土地は国見町

地目は畑 面積810㎡を始めとする合計17筆 合計面積14,551㎡です。

渡人は、国見町

受人は、国見町 歳です。

申請事由は、渡人の休業のための農地の処分と、受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は2609番1が第2種農地でその他が農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は17,951㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

最後に申請番号6号でございますが、土地は国見町

地目は畑 面積256㎡を始めとする合計15筆 合計面積11,298㎡です。

渡人は、国見町

歳。 受人

	<p>は、国見町■■■■歳です。</p> <p>申請事由は、渡人が高齢のため子への贈与による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の経営面積は15,993㎡となり、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>以上、申請案件の6件全てにおいて、農地法第3条第2項の各号に規定されている、農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、続きまして担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号1号について、30番 金澤信之 委員に説明をお願いいたします。</p>
30番金澤	<p>1号について説明をいたします。</p> <p>場所は、県道沿いにある大分カローラから150mくらい武蔵方面に行ったところですよ。■■■さんと■■■さんはいとこと聞いております。管理困難で譲渡するということで問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号2号・3号について、29番 花木ヒロ子 委員をお願いします。</p>
29番花木	<p>■■■さんは以前から北九州に住んでおられます。10年程前までは亡くなった母親が管理していましたが、現在は■■■さんと■■■さんに耕作してもらっています。■■■さんにはお子さんもいらっしゃると思いますが、農業はしないので譲渡するということです。問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号4号につきまして25番 野地良久 委員に説明をお願いします。</p>
25番野地	<p>申請番号4号について説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり■■■さんに譲渡するということで特に問題はございませんが、■■■さんの住所が北九州市になっておりますので説明をいたします。</p>

	<p>申請人は、安岐町 [REDACTED] です。申請事由は、同居している子の結婚により現在の住宅が手狭になったため隣接する申請地に住宅を建築し居住させるためです。土地は第2種農地です。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号17号は先月の保留案件ですので、申請番号1号につきまして、33番 高橋厚 委員に説明をお願いします。</p>
<p>33番 高橋</p>	<p>申請番号1号の説明をいたします。場所は、[REDACTED] [REDACTED]り武蔵方面に約200m程行った県道沿いでございます。去年の暮れに長男が結婚されまして、現在の住宅が狭いということで隣接するこの土地に住宅を建築するとのことです。</p> <p>この土地は、県道用地にとられて残った田で、周囲は住宅地となり水路もありません。耕作せず草刈等の管理のみしているところで、近くで便利がよいので申請するということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局そして担当農業委員の方より説明いただきました。申請番号17号は先月の保留案件で事務局の説明のみですが、質問やご意見等ございませんか。</p>
<p>36番松本</p>	<p>17号は、元に戻したということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の状況自体は先月と変わっていません。先月の総会では、今設置しているものが規格に合わないので取り壊してやり直さなければいけないかもしれないという話があり、それも保留となった原因の一つだと思いますが、総会后私が申請者及び施工業者に確認したところ現在の状態から工事は可能とのことでした。</p>
<p>30番金澤</p>	<p>先月、更地に戻すべきだと話がでたところですね。始末書だけではダメだと私が言った…。元に戻したのではないんですか。</p>
<p>36番松本</p>	<p>前回の総会を受けて、事務局はどういう指導をしたのですか。</p>
<p>22番白井</p>	<p>私としては、事務局から連絡があると思うので、それに従ってくださいと言っています。</p>

36番松本	私は他の違反案件を2件ほど知っている。その内この場にあがてくると思うが、その時に立ち退かせるか認めるかの議論になると思う。そういう議論をする時が来ると思う。
事務局	先月の申請時には■■■■さんの始末書を、その後今総会にむけて施工業者の始末書を取っています。
36番松本	始末書というのはどういう書類ですか。違反を認めているんですか。
事務局	そうです。違反したことを反省し、今後違反することがないようにしますという趣旨の文書です。
議長	それをふまえて議論していただきたい。反省して今後違反はしませんというのを受け、それでは今回は認めようというのか、それでもダメだというのか。
13番上田	先月更地に戻させるという話だったのでは。ならそうさせないと。
36番松本	<p>追認申請はこれまで許可してきたが、住宅を建てているなどとは違うと思う。儲けるためにやっているんだから。</p> <p>私が知っている他の違反案件が追認という今回と同じ形で申請された時に、今回のを認めたらそれも認めざるをえなくなる。だから私は言っているんです。</p>
議長	<p>皆さんいろんなご意見はあると思いますが、議論の内容についてはご理解いただけていると思います。</p> <p>それではこの辺で採決しましょうか。どうですか、みなさん。</p>
36番松本	じゃあ認めるということですか。
議長	<p>それは採決してみないとわからない。</p> <p>松本代理や上田委員は認めない意思表示をされたかもしれないが、まだ意見を表明していない委員さんも多いですから。</p> <p>採決をすることにしましょう。</p>

	<p>申請事由は、渡人が高齢で管理困難なため、孫である受人が犬のトリミングを行う店舗とそれに付随するドッグラン（犬用運動広場）及び駐車場を他の1筆と合わせた601㎡に建築するためです。</p> <p>権利の設定は使用貸借権の設定です。土地は第1種農地ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という集落接続の特例許可要件に該当します。</p> <p>次に申請番号2号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積276㎡です。</p> <p>渡人は、国東町 [REDACTED]。受人は同所 [REDACTED] です。</p> <p>申請事由は、渡人が高齢で管理困難なため、子である受人が出力12.24kwの太陽光発電施設を設置するためです。</p> <p>権利の設定は使用貸借権の設定で、土地は第2種農地です。</p> <p>次に申請番号3号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積157㎡を始めとする合計3筆 合計面積284㎡です。</p> <p>渡人は、国東町 [REDACTED] 歳。受人は滋賀県大津市 [REDACTED] です。</p> <p>申請事由は、渡人が高齢で管理困難なため、受人が出力71.40kwの太陽光発電施設を他の2筆と合わせた1289.32㎡に設置するためです。</p> <p>権利の設定は所有権の移転で、土地は第2種農地です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、続きまして担当農業委員の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号1号につきまして3番 山本良一 委員に説明をお願いいたします</p>
3番山本	<p>[REDACTED] 北側に土地はあります。渡人は高齢のため農地管理が困難です。 [REDACTED] さんは [REDACTED] さんの孫にあたりまして、今回 [REDACTED] に住所を移して同居しております。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして申請番号2号につきまして28番 高木正勝 委員に説明をお願いいたします</p>

28番高木	<p>申請番号2号につきましてご説明いたします。</p> <p>場所は旧■■■■小学校の北西です。昔はキウイを作っていたようですが、今は雑草地です。2人は親子で使用貸借により太陽光発電施設を設置するということです。審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。申請番号3号は私の担当地区でございます。</p> <p>場所は■■■■のバス停からオレンジ道路までの丁度中間くらいの所です。去年の夏頃から相談は受けておりました。申請地は耕作放棄地的な土地です。ご承認をいただきたいと思えます。</p> <p>事務局と担当農業委員から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。</p>
30番金澤	<p>1号についてですが、犬を扱うということで騒音問題の虞はありませんか。近所に家はないのですか。</p>
事務局	<p>隣に住宅があります。それは農地ではないので隣接地所有者の同意書はありませんが、周囲に迷惑をかけないようにし、問題が起きた場合は責任をもって対処するという申請者の確約書が添付されています。</p>
36番松本	<p>これは第1種農地だが特例に該当するわけですね。</p>
事務局	<p>集落に接しているのが条件で、ポツンと離れてあったりするのはダメです。また住宅とか仕事のための用地なら可ですが、趣味のための用地は不可です。</p>
36番松本	<p>2号と3号についてですが、申請者は農地を九電に申請して接続の許可を得ているわけですが、それは問題ないのか。</p> <p>私が九電に確認したところ、農地のまま接続の申請がでたら許可しないと聞いていた。</p> <p>本来先に農地転用の許可を得てから九電に接続申請すべきではないか。そうせずに先に九電の許可を得ているのはおかしいと思う。</p>
議長	<p>実際はまだ何も着工していないわけで、だからここで皆さんにお諮りしているんです。計画が悪ければ不許可にするわけで。</p>

36番松本	ここに上がってくれば許可せざるをえない。不許可にはできない。
議長	そんなことはない。あなたがダメだと主張し皆さんの多くが同じ意見なら不許可にします。
14番江本	太陽光発電施設は本人が希望すれば止めようがないという話を聞いたが、そうなんですか。
議長	勿論無許可で勝手にやることはできません。場合によっては撤去させることもあるでしょう。そうでなければ野放しになる。そうならないようにここで論議しているわけですから。
36番松本	順序はどっちなんですか。転用が先か、九電との契約が先か。
事務局	申請の添付書類として、九電との契約が出来ている旨の証明書を添付させることになっています。 つまり九電との契約ができていなければ申請は受け付けられません。
36番松本	農用転用の許可を得ないまま、先に九電に対して農地を太陽光発電施設として申請するのはおかしい。農地なんだから。まず先に農地転用の許可を受け、それをふまえて九電に申請するようにしないとおかしい。
30番金澤	これは難しい問題なので、次の予定もあることだし継続審議としたらどうでしょう。
議長	松本代理が言われる大きな問題を含んでいる問題であることは確かですが、過去このような申請は承認してきました。それらと同じ条件であり、同じ手続きを踏んでいます。 継続審議にするような案件ではありません。
36番松本	九電は農地のまま接続申請ができれば絶対に許可しないと行ったんです。だから私は、まず転用の申請をして許可を得たのち九電に接続申請すべきと言っているんです。

事務局	先ほども言いましたが、昨年9月以降、太陽光発電施設の転用申請に際しては九電との契約済であることを示す書類を添付するよう指示がでています。従ってそれがなければ申請は受け付けません。
35番清末	その農地が絶対残すべき農地なのかどうかの判断では。大規模なものだと環境破壊とか色々な問題があるから慎重にならざるを得ない部分もあるが、小さな部分的なものならば今まである程度認めてきたんだから。
36番松本	もしこの案件を通すことになれば問題になると思う。九電は農地の申請は受け付けないと言っているんだから、間違いないですよ。
4番小野	太陽光発電施設用地を何の根拠があつて許可したのかとなつたときに九電の契約が根拠となるので、私は通していいと思います。
36番松本	九電に申請するときに誰の許可も得ないまま農地のまま申請しているのが問題だと言っている。
議長	それはこの委員会とは別個のはなしです。 農業会議の諮問でもこのような案件はあがってきます。全部これと同じケースです。田畑のまま申請があがってくるんです。 これは今まで許可してきた案件と変わらない申請です。 太陽光発電施設の転用許可については、また別個に勉強会等やるなどして皆さんに理解を深めてもらおうと思います。
14番江本	今まで認めて来てますよね。この案件だけダメというのはおかしいのでは。
議長	今までの申請案件と変わらない申請ですので、決を採らせてください。よろしいでしょうか。 第3号議案につきまして承認される方の挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	疑問があるかたもおられるようですが挙手多数により、議案第3号を承認します。

<p>事務局</p>	<p>次に議案第4号 農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>今月の利用権設定は、総数で134筆、面積154,103㎡です。内訳は、新規設定が70筆 面積81,270㎡。更新設定が64筆 面積72,833㎡です。</p> <p>また、地区別の内訳は、国見地区が13筆 12,344㎡。国東地区が44筆、65,895㎡。武蔵地区が14筆、11,134㎡。安岐地区が63筆、64,730㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の8ページから14ページに一覧表にして記載していますのでご確認ください。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>質疑もないようですので、議案第4号を承認する方の挙手を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数により、議案第4号を承認します。</p> <p>次に、議案第5号 農地法の規定による非農地証明書の発行について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号について、非農地証明書の発行願いが提出されましたのでご説明いたします。案件は2件であります。</p> <p>まず申請番号62号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積514㎡を始めとする合計4筆 合計面積1,628㎡です。</p> <p>申請人は、国東町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請地は、以前は田及び畑として利用されていましたが、50年以上前から農地として管理されておらず、現状は樹木や雑草が生い茂り原野化しています。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>次に申請番号2号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積603㎡及び同所 [REDACTED]</p>

	<p>地目は田 面積459㎡です。</p> <p>申請人は、国東町[]歳です。</p> <p>申請地は、以前は田として利用されていましたが、20年程前から農地として管理されておらず、現状は灌木や雑草が生い茂り原野化しています。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号62号及び2号について、27番 黒木英生 委員に説明をお願いします。</p>
27番黒木	<p>それでは62号の案件から説明します。</p> <p>[]さんは老齢で農地の管理はできないようで、現地は原野化しています。現地は国東町の[]から約2kmくらい上った所です。雑木が生えておりまして農地としては利用できないかと思えます。</p> <p>そして2号についてですが、土地は、[]の入口に[]のバス停がありますが、そこから旧213号線を富来方面に約200mくらい行ったところにあります。20年程前から荒廃していて、水の便も悪くこれももう農地としては利用できないと思われれます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに担当農業委員から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。</p> <p>質疑もないようですので、議案第5号を承認する方の挙手を求めます。</p>
委 員	(挙 手)
議 長	<p>挙手多数により、議案第5号を承認します。</p> <p>次に、議案第6号 農業生産法人に係る要件適格届出について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第6号 農業生産法人に係る要件適格届出についてご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第3項の規定による農業生産法人の要件につきまして、農業生産法人に係る適格要件届出書の提出がありましたので、承認につきましてご審議お願いいたします。案件は1件でござ</p>

ざいます。

農業生産法人は、農地法で規定された呼び名で、農地の権利を取得して農業経営を行うことができます。農業生産法人になるためには、農地法に規定された一定の要件を満たす必要があり、この一定の要件を満たしていること（適格要件届出）を農業委員会で承認されなければなりません。

この一定の要件とは、議案書の16ページの下段4行に記載している4点です。

このことを踏まえて、今回提出のありました適格要件届出書について内容をご説明いたします。

まず、申請人についてですが、住所は国東市安岐町

法人設立が、
出資金株式の譲渡制限あり、となっています。

事業内容につきましては10点掲げられていますが、将来的な計画も視野に入れた内容となっており、1農産物、畜産物の生産及び販売、5農作業の受託が当面の主たる事業です。

それから構成員ですが、全員で4名でありまして、その全員が役員で代表取締役が1名、取締役が3名です。

また、農業従事日数は150日以上が2名、60日以上が2名、農作業従事日数は全員60日以上となっています。

それから、取得予定農地及び設立理由ですが、取得予定農地につきましては、取得方法は農業経営基盤強化促進法による利用権の設定を予定しています。賃貸人につきましては、6名から、予定面積3.4haという内容です。

設立理由といたしましては、という性格上現在の営農規模の拡大が出来ない「」の事業を引き継ぎ、地域の委託要請に応え、後継者育成・耕作放棄地の減少・地域活性化を図るためです。

以上が届出書の内容であります。続いて、適格要件の確認ですが、

1点目の法人形態は、株式会社です。

2点目の事業要件につきましては、10項目ありますが、主たる事業は農業及びその農業に関連する事業です。

3点目の構成員要件は、農業者4名であり、農業者や農業関係者の議決権は10割で、4分の3以上です。

4点目の役員要件につきましては、役員4名が農業に常時従事する構成員であります。

--	--